静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 静岡市は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱(令和6年1月25日付けこ成総第3号こども家庭庁成育局長・こ支総第8号こども家庭庁支援局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。)、令和5年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱(令和6年2月21日付けこ成総第14号及びこ支総第15号こども家庭庁長官通知別紙。以下「国交付要綱」という。)に基づき、私立こども園等における性被害防止対策を推進することにより、当該施設内での性被害の未然防止を図るため、私立こども園等を運営する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(平成18年静岡市条例第5号)、静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する国、都道府県、市町村以外の者が設置する施設において、次の各号に掲げる事業又は施設の運営を行う者とする。
 - (1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定による認可を受けた同法第 6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - (2) 児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた同法第39条第1項に規定する保育所
 - (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法 律第77号)第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた認定こども園
 - (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (5) 児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (6)児童福祉法第59条の2の規定による届出をした施設(同法第6条の3第11項に規定する 居宅訪問型保育事業を行うものを除く。)
- (7)児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた同法第37条に規定する乳児院
- (8) 児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた同法第38条に規定する母子生活支援 施設
- (9) 児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた同法第41条に規定する児童養護施設
- (10) 児童福祉法第24条の2に規定する指定障害児入所施設

- (11) 児童福祉法第21条の5の3の規定による指定を受けた同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (12) 児童福祉法第21条の5の3の規定による指定を受けた同法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、国実施要綱4に該当 する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料及び備品購入費とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、100,000円、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の 収入額を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。 (交付の申請)
- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業を開始 する日までに、私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申 請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類 (交付の決定等)
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6

条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金については、補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (2)補助事業の目的に反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがあること。
- (3) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (4)補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならな いこと。
- (7)補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿 及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。 (変更、中止又は廃止の承認申請)
- 第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ私立こども 園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類 (変更、中止又は廃止の承認)
- 第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。)、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める日までに私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類 (補助金の額の確定)
- 第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

- 第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規 定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控 除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1)補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2)補助事業者は、第11条の規定による実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。

- (3)補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により 消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額した場合 にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告 書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の 返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (4) 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の 規定を遵守することを条件として付すものとする。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について調査し、又は資料 の提出を求めることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(適用)

1 この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第6条関係)

私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所法人にあっては、その
主たる事務所の所在地申請者施設名氏名法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

補助金の交付を受けたいので、静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備 等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定により、決定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
- (1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的又は内容
 - イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助金については、補助事業の目的以外に使用しないこと。
- (5) 補助事業の目的に反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがあること。
- (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及び

その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

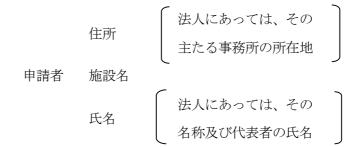
- (7)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければな らないこと。
- (9)補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳 簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (10) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。) がある場合は次のとおり取り扱うこと。
 - ア 要綱第11条の実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出するに当たり、消費 税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で 除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その 金額(補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金 所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額) を補助金の額から減額して報告すること。
 - イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入 控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付の申請時及び実績報告書の 提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場 合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額 等報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するととも に、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - (イ)(ア)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (11) (1) から (10) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第44号)、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号(第9条関係)

私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長



年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更(中止・廃止)について、承認を受けたいので、静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更(中止・廃止)の内容
- 2 変更 (中止・廃止) の理由
- 3 添付書類
- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更(中止・廃止)については、静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第5号(第11条関係)

私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所法人にあっては、その
主たる事務所の所在地報告者施設名氏名法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了した ので、静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱 第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

請求書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

請求者 施設名

氏名 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた事業の補助金について、静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協

支店・支所

口座番号 普通・当座 No.

口座名義

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所法人にあっては、その
主たる事務所の所在地報告者施設名氏名法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

 金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額

金

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金

4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)

金 円